

特記仕様書 [共通編]

1 適用範囲について

本業務は、特記仕様書及び広島市調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）（令和7年9月）により施行すること。

2 業務の概要について

本業務は、観音地区下水道実施設計業務8-2を行うものである。
詳細については、基本設計・詳細設計業務編に明示する。

3 管理技術者、照査技術者及び技術者の配置について

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
また、受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者及び照査技術者は、以下のア又はイのいずれかの者を配置し、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
ア 技術士登録の上下水道部門（選択科目を下水道とする者に限る。）の資格を有する者
イ R C C M（選択科目を下水道とする者に限る。）の資格を有し、下水道法第22条に規定された資格を有する者
- (3) 担当技術者は、下水道法第22条に規定された資格を有する者を配置できること。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

4 再委託等について

本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

5 業務の計画工程及び履行報告について

本業務において、受託者は毎月、業務の計画工程及び履行状況を記録した月報を提出しなければならない。

6 地元協議等の立会について

本業務において、受託者は本市調査職員から地元協議等の立会の指示があった場合は、立会するとともに説明資料及び記録の作成を行うものとする。

7 マンホール蓋の開閉について

現地作業でマンホール蓋を開閉する場合は、車両、歩行者などの第三者への十分な安全管理を行い、作業後はマンホール蓋のがたつきが無いようにすること。

8 情報共有システムの試行について

- (1) 受注者が希望する場合に、情報共有システムを利用すること。
- (2) 受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図ること。
- (3) 広島県工事中情報共有システムを使用すること。
- (4) 実施に当たっては、別に定める「広島市発注土木工事及び建設コンサルタント業務等における広島県工事中情報共有システムの利用手引（試行用）」に基づき実施すること。

9 電子納品について

- (1) 本業務は、電子納品対象業務である。
- (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」

という。)に基づいて作成したものを指す。

- (3) 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。
- (4) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

1 0 打合せ協議について

本業務における打合せ回数は、着手時、中間時（基本設計1回、詳細設計3回）、成果物提出時の計6回を予定している。なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。

また、中間時の打合せは、関連業務の受注者を含めた三者協議とする場合があるほか、必要に応じて、打合せにおいて当該工事の受注者からヒアリングを行うことがある。

1 1 ウィークリースタンス実施要領の適用について

本業務は「ウィークリースタンス実施要領」の対象業務である。実施要領に基づき、以下のとおり取組むこと。

- (1) 着手時の協議において、取組目標を確認し打合せ記録簿で提出すること。
- (2) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組状況の確認及びフォローアップを行い、打合せ記録簿で提出すること。
- (3) 業務完了時に、実施結果を受発注者双方で確認し、実施結果報告書に記入、打合せ記録簿で提出すること。

1 2 遠隔臨場の試行について

本業務は、受注者希望型による遠隔臨場の試行対象業務であり、実施に当たっては、別に定める「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施するものとする。

1 3 留意事項

- (1) 関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。
また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された成果物等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受注者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出すること。

特記仕様書 [基本設計・詳細設計業務編]

1 適用範囲について

本特記仕様書は、観音地区下水道実施設計業務 8-2 に適用する。

2 業務目的について

本業務は、令和 6 年 9 月に観音地区下水道築造 3-1 号工事において発生した道路陥没事故により、現在一時中止している当該工事について、再開に向けた実施設計（再開方法の検討を含む）を行うものである。

3 設計方針について

本業務の実施に当たっては、技術提案書に示された提案内容について、本市調査職員と協議の上、設計方針等に適切に反映するとともに、次に掲げる事項を踏まえて検討を行うものとする。

- ① 広島市下水道工事事務調査検討委員会における各種検討結果
- ② 別途発注する地質リスク調査検討業務において整理された地質・地下水に起因するリスク
- ③ 当該工事の受注者が有するシールド掘進に係る施工データ及び事故後の調査資料
- ④ 別途実施する鉄道施設を対象とした FEM 解析の結果

4 作業内容について

(1) 基本設計（ルート（平面・縦断計画）の詳細比較検討及び選定）

作業内容は別紙に示すとおりとし、工事再開ルートとして想定される複数のルート案について詳細な比較検討を行い、最適なルートを選定するものとする。

なお、比較検討は、「観音地区下水道実施設計業務 7-2」において検討された 3 つのルートの基本とするが、他のルートの可能性についても検討を行い、基本とするルートよりも優位になると考えられる場合には、これを比較検討の対象に含めるものとする。

(2) 詳細設計

作業内容は別紙に示すとおりとし、(1)で選定した最適ルートを対象に詳細設計を行うものとする。

なお、本業務が事故後の工事再開に係るものであることを踏まえ、安全性及び施工の確実性を最優先とし、特に周辺構造物への影響に配慮すること。

また、設計に当たっては、地盤条件、地下水条件等の不確実性を十分に考慮すること。

(3) 関係者説明資料の作成

工事再開に当たり、関係者への説明に必要な資料を作成すること。

なお、資料は検討の過程やその結果、再開時の安全対策などについて、その内容が容易に理解できるよう、図等を用いて分かりやすく整理すること。

5 構造形式について

広島市の「土木工事設計標準図」を基本とし、これにより難しい場合及びこれに記載の無いものについては、本市調査職員と協議の上決定すること。

6 設計条件について

本業務における設計条件は別紙「設計条件項目表」のとおりとする。

7 新技術・新工法の活用について

新技術・新工法の検討の有無については、本市調査職員の指示に従うこと。本市調査職員の指示により新技術・新工法の検討を行わない場合は、広島市の設計業務共通仕様書第 1209 条第 12 項に基づく作業は必要ないものとする。

8 設計細則について

(1) 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、本市調査職員の承

諾を受けなければならない。

(7) 位置図 (S=1/1,000~1/5,000) は、地形図に施工箇所を記入する。

(イ) 系統図 (S=1/2,500) は、設計対象全流域について作成すること。

(ウ) 平面図 (S=1/300~1/600) は、施工箇所の管きよの平面位置、形状、管径、勾配、路線番号、区間距離、柵、取付管等、付属施設補助工法区間等を記入し、隣接構造物、家屋その他構造物と明確に区分できるようにする。

また、地下埋設物(基礎及び残置仮設物を含む)の位置も正確に記入する。

(エ) 詳細平面図 (S=1/100~1/300) は次の場合に作成する。

地下埋設物輻輳箇所、伏越箇所、雨水吐口設置箇所、標準布設位置以外に布設する場合等、特に詳細図を必要とし本市調査職員が指示する場合。

なお、記入要領は平面図と同じとする。

(オ) 縦断面図 (縦 S=1/100 横 S=1/300~1/600) は、平面図と同一記号を用いて、次の事項を記入する。

管きよの位置、形状、管径、勾配、平面図との対象番号、区間距離、追加距離、管底高及び土かぶり、地盤の位置及び地盤高、マンホール(雨水吐室及び伏越室を含む。)の位置及び種類、下水の放流先の名称、高水位、低水位、平水位並びに現在及び計画の河床等の位置及び高さ、河川、地下鉄、地下道、地下埋設物(基礎及び残置仮設物を含む。)等管きよを横断する主要な施設の位置及び名称、凡例、標題等を記入する。

(カ) 横断面図 (S=1/50~1/100) は、次の事項及び要領にしたがって作成する。

道路幅員の拡大又は縮小箇所、構造図の断面変化、地下埋設物(基礎及び残置仮設物を含む。)の位置、種別の変化等を生ずる箇所は、必要に応じて横断面図を作成すること。

また、道路両側の擁壁、石垣等、工事の施工によって影響を受けることが心配される場合も必ず作成すること。

記入事項は、側溝、地下埋設物(基礎及び残置仮設物を含む。)、家屋、計画構造物、土留、現地盤、計画地盤、電柱、街路樹、地上支障物件等とする。

(キ) 構造図 (S=1/10~1/100) は、次の要領で記入する。

広島市土木設計標準図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、平面図、縦断面図の同一記号を用いて、構造図を作成する。

特殊の布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越特殊雨水柵等、特に構造図を必要とし、本市調査職員が指示するもの。

(ク) 仮設図 (S=1/10~1/100) は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

仮設図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

(ケ) その他

工事認可申請用の図面、仮設図面等、工事施工に際して打合せ、又は申請のため必要な図面で本市調査職員が指示するもの。

(2) 地下埋設物等の調査

地下埋設物の調査は、本体構造物に加え、工事の施工に大きな支障となる基礎の構造及び残置矢板等の仮設物も調査すること。

(3) 工法の選定

工法については、関係官公庁、企業との協議事項、施工箇所の状況、その他関係資料等を検討のうえ、工事の難易度、経済性、工期等を考慮し、本市調査職員と打合せしなければならない。また、工法決定にいたるまでの検討、工法の種類、コスト比較、必要な工期、施工の難易度、工事公害についての検討等を行った工法比較検討書を提出しなければならない。

なお、特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本又は説明書を本市調査職員に提出し、協議しなければならない。

(4) 各種計算

管種、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当たっては、本市

調査職員と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

(5) 耐震審査

(ア) 耐震照査(1)

「重要な幹線等」及び「その他の管路」

上記の管路施設毎にレベル1地震動に対する耐震計算(液状化防止対策を含む。)を行い、耐震性能を照査し、必要に応じて耐震構造を検討する。

〔 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
耐震計算マトリックス表(2) (「その他の管路」の場合) 参照 〕

(イ) 耐震照査(2)

「重要な幹線等」

上記の管路施設毎にレベル2地震動に対する耐震計算(液状化防止対策を含む。)を行い、耐震性能を照査する。一方、マンホール浮上防止対策と新設管の浮き上がり防止対策を検討するにあたり、耐震計算方法等の選定に係る協議を事前に本市調査職員と行い、耐震性能を照査すること。また、その必要性に応じて耐震構造を検討する。

〔 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
耐震計算マトリックス表(1) (「重要な幹線等」の場合) 参照 〕

(6) 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、地下埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

9 成果物について

提出する成果物は、次のとおりとする。

また、製本は、表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

なお、成果物の作成にあたっては、その必要図書および編集方法についてあらかじめ本市調査職員と協議を行い、以下を収納並びに保存可能な箱に入れて提出すること。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 実施設計関係提出図書 | 各1部 |
| (ア) 位置図 | 1/1,000~1/5,000 |
| (イ) 系統図 | 1/2,500 |
| (ウ) 平面図 | 1/300~1/600 |
| (エ) 詳細平面図 | 1/300~1/600 |
| (オ) 縦断面図 | 縦 1/100 横 1/300~1/600 |
| (カ) 横断面図 | 1/50~1/100 |
| (キ) 構造図 | 1/10~1/100 |
| (ク) 仮設図 | 1/10~1/100 |
| (ケ) 構造計算書 | |
| (コ) 報告書 | |
| (ク) (ウ)~(ク) | A3判への縮小図 |
| (2) その他の資料 | 各1部 |
| (ア) 埋設物調査資料 | |

10 準拠すべき技術基準及び図書

受注者は、業務の実施にあたって、広島市の調査・設計・測量業務等共通仕様書の1-1設計業務共通仕様書に掲げている技術基準及び参考図書のほか、下記に掲げる図書に準拠するものとする。なお、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ本市調査職員の承諾を受けなければならない。

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (2) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)

- (3) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (5) 地盤工学ハンドブック（地盤工学会）
- (6) 暫定浸水対策施設設計マニュアル(案) 解説と計算例（広島市下水道局）
- (7) 下水道施設耐震計算例 管路施設編（前編・後編）（日本下水道協会）
- (8) 土木構造物設計マニュアル(案)に係る設計・施工の手引き(案) [ボックスカルバート・擁壁編]（全日本建設技術協会）

管路施設実施設計業務（基本設計）

本業務における管路施設実施設計（基本設計）は下水道用設計標準歩掛表に明記されている作業範囲のうち、表一1に示す作業範囲を見込んでいる。

表一1 作業範囲

作業項目	作業の内容		
	区分	作業の範囲（観音8-2）	作業の範囲（下水道用設計標準歩掛表）
3. 設計計画		設計方針、管路の平面・縦断計画	設計方針、管路の平面・縦断計画、 交差計画等

管路施設実施設計業務（新設・詳細設計） シールド工法

本業務における管路施設実施設計（新設・詳細設計）シールド工法は下水道用設計標準歩掛表に明記されている作業範囲のうち、表一2に示す作業範囲を見込んでいる。

表一2 作業範囲

作業項目	作業の内容		
	区分	作業の範囲（観音8-2）	作業の範囲（下水道用設計標準歩掛表）
1. 調査			
1-1 資料収集		基本設計図書、土質調査・試掘調査、 広島市下水道工事事故調査検討委員会における検討内容、観音地区下水道築造3-1号工事の施工実績 、その他必要な資料の収集及び確認	基本設計図書、土質調査・試掘調査、その他必要な資料の収集及び確認
1-2 公図調査		—	私道、私有地等の調査
1-3 現地踏査	現場状況の調査	—	交通規制、支障物件、作業ヤード等の調査
1-4 現地作業		—	マンホール位置、立坑位置の選点、測距、高さの測定、横断の測定（約100mに1本）等
2. 設計計画	管占用位置、立坑、マンホール、仮設、補助工法の計画	仮設・補助工法等の設計	地下埋設物プロット、マンホール位置・立坑位置、中心線等の計画、仮設・補助工法等の設計
3. 各種計算		構造応力の計算、仮設・補助工法等の計算	構造応力の計算、仮設・補助工法等の計算
4. 耐震設計			
4-1 調査		耐震設計に必要な資料の収集、特性把握	耐震設計に必要な資料の収集、特性把握
4-2 条件設定		地盤条件（基盤面、地震動レベル）、管きょ条件	地盤条件（基盤面、地震動レベル）、管きょ条件
4-3 耐震計算	レベル1及びレベル2	液状化の判定（対応策検討は別途）、管軸方向断面の計算、鉛直断面の計算、マンホールと管きょの接続部の計算（地震動による屈曲角、拔出し量）、管きょ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討	液状化の判定（対応策検討は別途）、管軸方向断面の計算、鉛直断面の計算、マンホールと管きょの接続部の計算（地震動による屈曲角、拔出し量）、管きょ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討
4-4 照査		耐震設計に対する照査	耐震設計に対する照査
5. 設計図作成		系統図・平面図・縦横断図、構造図等の 修正	系統図、平面図、縦断断面図、構造図等の作成
6. 数量計算		シールド工、立坑、マンホール、仮設・補助工法等の数量計算の 修正	シールド工、立坑、マンホール、仮設・補助工法等の数量計算
7. 照査		設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性	設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性
8. 報告書作成		まとめ、概要書（設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等）作成	まとめ、概要書（設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等）作成
9. 設計協議	発注者との設計協議	設計内容の協議	設計内容の協議

※ 赤字部分は作業範囲から削除した項目

※ 青字部分は作業範囲を変更した項目

管路施設実施設計業務（新設・詳細設計） 推進工法

本業務における管路施設実施設計（新設・詳細設計）推進工法は下水道用設計標準歩掛表に明記されている作業範囲のうち、表一3に示す作業範囲を見込んでいる。

表一3 作業範囲

作業項目	作業の内容		
	区分	作業の範囲（観音8-2）	作業の範囲（下水道用設計標準歩掛表）
1. 調査			
1-1 資料収集		基本設計図書、土質調査・試掘調査、 広島市下水道工事事故調査検討委員会における検討内容、観音地区下水道築造3-1号工事の施工実績 、その他必要な資料の収集及び確認	基本設計図書、土質調査・試掘調査・その他必要な資料の収集及び確認
1-2 公図調査		—	私道、私有地等の調査
1-3 現地踏査	現場状況の調査	—	交通規制、支障物件、作業ヤード等の調査
1-4 現地作業		—	マンホール位置、立坑位置の選点、測距、高さの測定、横断の測定（刃口・小口径管の場合は約50mに1本、中大口径管の場合は約100mに1本）等
2. 設計計画	管占用位置、立坑、マンホール、仮設、補助工法の計画	仮設・補助工法等の設計	地下埋設物プロット、概略計画図作成、マンホール位置・立坑位置の計画、仮設・補助工法等の設計
3. 各種計算		管きよ・管基礎、推進力等の計算、仮設・補助工法等の計算	管きよ・管基礎、推進力等の計算、仮設・補助工法等の計算
4. 耐震設計			
4-1 調査		耐震設計に必要な資料の収集、特性把握	耐震設計に必要な資料の収集、特性把握
4-2 条件設定		地盤条件（基盤面、地震動レベル）、管きよ条件	地盤条件（基盤面、地震動レベル）、管きよ条件
4-3 耐震計算	レベル1及びレベル2	液状化の判定（対応策検討は別途）、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角、拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角、拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算	液状化の判定（対応策検討は別途）、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角、拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角、拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算
4-4 照査		耐震設計に対する照査	耐震設計に対する照査
5. 設計図作成		平面図、縦断面図、構造図等の修正	系統図、平面図、縦断面図、構造図等の作成
6. 数量計算		推進工、立坑、マンホール、仮設・補助工法等の数量計算の修正	推進工、立坑、マンホール、仮設、補助工法等の数量計算
7. 照査		設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性	設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性
8. 報告書作成		まとめ、概要書（設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等）作成	まとめ、概要書（設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等）作成
9. 設計協議	発注者との設計協議	設計内容の協議	設計内容の協議

※ 赤字部分は作業範囲から削除した項目

※ 青字部分は作業範囲を変更した項目

管路施設実施設計業務（新設・詳細設計） 特殊マンホール

本業務における管路施設実施設計（新設・詳細設計）特殊マンホールは下水道用設計標準歩掛表に明記されている作業範囲のうち、表一４に示す作業範囲を見込んでいる。

表一４ 作業範囲

作業項目	作業の内容		
	区分	作業の範囲（観音8-2）	作業の範囲（下水道用設計標準歩掛表）
構造計画		過年度業務の成果品の修正	特に記載なし
各種計算		同上	//
耐震設計 ・調査 ・条件設定 ・耐震計算 ・照査		・調査、条件設定：過年度業務の修正 ・耐震計算、照査：すべて実施	//
設計図作成		過年度業務の成果品の修正	//
数量計算		同上	//
照査		すべて実施	//

※ R-1マンホールについては、開口設置に伴う既設マンホールの補強設計及び構造照査（耐震設計を含む）を実施するものとする

※ 赤字部分は作業範囲から削除した項目

※ 青字部分は作業範囲を変更した項目

設計条件項目表

業務名：観音地区下水道実施設計業務8-2

項目	設計条件	
基本設計	分流式(雨水のみ)	
作業項目	設計計画、照査 ※管路延長をha当り200mで換算し、その面積で補正を行っている。	18 ha
設計協議(基本設計)	中間打合せ 技術的な難易度 ※着手時及び成果物提出時の打合せは、詳細設計と兼ねるものとし、計上しない	1 回 標準
報告書作成(基本設計)		計上しない
シールド工法	仕上り内径5,000mm以下	
作業項目	調査の一部、設計計画の一部、各種計算、設計図修正、数量計算書修正、照査	3,541 m
耐震計算	シールド工法(レベル1・2)	
作業項目	調査、条件設定、耐震計算、照査	3,541 m
推進工法	刃口、小口径	
作業項目	調査の一部、設計計画の一部、各種計算、設計図修正、数量計算書修正、照査	31 m
耐震計算	推進工法(レベル1・2)(刃口、小口径)	
作業項目	調査、条件設定、耐震計算、照査	16 m
特殊構造物	特殊マンホール・マンホール深20.0m以上 特殊構造物耐震設計・レベル1及びレベル2・特殊マンホール ※R-1マンホールについては、開口設置に伴う既設マンホールの補強設計及び構造照査(耐震設計を含む)を実施するものとする	4 箇所 4 箇所
施工法等の比較検討	a) 管路の掘削工法 b) 施工法 ①急曲線 ②土被り1.5D以下 ③近接構造物 ④軌道横断 ⑤河川横断 ⑥高架道横断	- 式 1 式 - 式 - 箇所 2 箇所 - 箇所 2 箇所
報告書作成(詳細設計)	工法割増し	なし
設計協議(詳細設計)	中間打合せ 技術的な難易度	3 回 標準
設計条件補正		なし
地盤条件補正		なし
工区数補正		なし
その他補正		なし
積算基準等	下水道用設計標準歩掛表 土木設計業務等標準積算基準書 単価	令和8年度 令和7年9月 令和8年6月

位置図

観音地区下水道実施設計業務8-2

